

	選任する要件	業務内容及び国家資格の有無
公害防止統括者 及びその代理者	常時使用する従業員数が20人を超える場合、選任が必要	工場の公害防止に関する業務を統括・管理する。 工場等の職責のある方が適任、資格は不要
公害防止主任管理者 及びその代理者	排ガス量4万Nm <sup>3</sup> /時以上及び排出水量1万m <sup>3</sup> /日以上の施設がある場合、選任が必要	公害防止統括者を補佐し、公害防止管理者を指揮する。 部長又は課長等の職責がある方が想定され、資格は必要。
公害防止管理者 及びその代理者	公害発生施設の区分ごとに選任	公害発生施設又は公害防止施設を運転、維持、管理等を行う。 施設の直接の責任者が想定され、資格は必要。

※従事使用する従業員数…特定の事業所単位の従業員数ではなく、事業者が常時使用する従業員の総数。(例えば、本社の事務員等も含む)

※その代理者…公害防止統括者、公害防止主任管理者及び公害防止管理者が、旅行、疾病その他の事故によってその職務を行うことができない場合に備えて、選任をしておく。